

日本赤十字社新潟県支部創立130周年記念大会  
企画・運營業務にかかるプロポーザルの実施について（公示）

次のとおりプロポーザルの提出を招請します。

平成29年4月17日

日本赤十字社新潟県支部  
事務局長 桐生 裕子

1 業務概要

ア 業務名	日本赤十字社新潟県支部創立130周年記念大会 企画・運營業務 (以下大会企画運營業務)
イ 業務目的	別途配布する仕様書のとおり
ウ 仕様	別途配布する仕様書のとおり
エ 委託場所	新潟テルサ (駐車場敷地内及び周辺歩道)
オ 委託期間	契約締結の日から大会企画運營業務完了報告書の提出まで

2 大会概要

ア 開催日程	平成29年9月16日(土) 午後1時から午後3時50分 (前日、当日の資材搬入、会場設営、リハーサル含む)
イ 会場	新潟テルサ(新潟市中央区鐘木185-18)
ウ 参会见込者数	1,500名
エ プログラム案	別紙1を参照

3 プロポーザル参加資格要件

会場設営・映像作成の業務をすべて実行できる事業者で、かつ以下の全ての条件を満たす事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者)の規定に該当しない事業者
- (2) 日本赤十字社新潟県支部に入札参加資格申請を行い承認済の事業者
- (3) 新潟県から指名停止を受けていない事業者
- (4) 国税および地方税を滞納していない事業者
- (5) 直近3年間において、同類の式典企画・運營業務(官民は問わない)の受託実績があること。

4 参加手続について

(1) 公示

平成 29 年 4 月 17 日(月)に日本赤十字社新潟県支部ホームページにて行う。

(2) 参加表明書の提出

このプロポーザルに参加を希望する場合は、次のとおり参加表明書(別紙様式 1)を提出しなければならない。

ア 提出期限

平成 29 年 4 月 21 日(金)正午まで (必着)

イ 提出先

〒951-8127

新潟県新潟市中央区関屋下川原町 1 - 3 - 1 2

日本赤十字社新潟県支部 総務課

TEL: 025-231-3121 FAX: 025-231-3122

E-mail: info@niigata.jrc.or.jp

ウ 提出方法

事前に電話連絡の上、上記提出先まで持参のこと。

(3) 参加を辞退する場合

参加表明書提出日以降に参加を辞退する場合、辞退届(別紙様式 2)を上記提出先まで事前に電話連絡の上、持参して提出すること。なお、辞退届の提出があった場合でも、既に提出された書類は返却しない。

5 企画提案書等の提出

参加表明書を提出し、このプロポーザルに参加する者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。なお、企画提案書等は参加表明書の提出と同時であっても差し支えない。また、提案は 1 者 1 案とする。

(1) 提出書類

ア 企画提案書

A 4 版(様式自由) 提出部数 13 部

イ 記念映像のサンプル映像もしくはイメージボード (あるいはその両方)

・サンプル映像

動画形式は原則として windows 及び MacOS で再生できるものとする。

提出媒体は DVD もしくは CD とする。

・イメージボード

A 4 版 (様式自由)

ウ 見積書 1 部

見積書については、諸経費等の積算の内訳が判別できるように、できるだけ詳細に記載すること。

本プロポーザルで、提出を求める見積書は、優先交渉権者選定のための資料であるので、提出された見積書の額は、業務を実際に委託する際の契約額ではない。

見積書 宛名 日本赤十字社新潟県支部支部長

件名 日本赤十字社新潟県支部創立130周年記念大会 企画・運営業務

※ 貴社の住所、会社名、代表者名を明記し、会社印、代表者印を押印のこと。

(2) 提出期限

平成29年5月8日(月)正午まで(必着)

(3) 提出場所・問合せ先

上記参加表明書提出先と同じ

(4) 提出方法

事前に電話連絡の上、持参して提出のこと。

(5) 問合せ方法

質疑については、平成29年4月20日(木)正午まで文書(書式自由)により受け付ける。

なおFAXや電子メールでも受け付けるが、その際は同時に電話連絡を必要とする。

回答については、平成29年4月25日(火)を目処にFAXまたは電子メールにて行う。

(6) その他

提出された企画提案書は返却しない。

また、提出以降における企画提案書の追加、差替え及び再提出は認めない。

提出された企画提案書について、公表および本委託業務以外の用途に使用しないものとする。

なお本委託業務以外で作成した企画提案書をそのまま利用して提出することはできない。

## 6 プレゼンテーションの実施について

(1) 企画提案書を提出した者について内部書類審査を行い通過者については当方より電話連絡を行う。

(2) 書類選考通過者はプレゼンテーションを行うこと。

実施日時は、平成29年5月9日(火)、午前10時～12時を予定しているが、書類審査結果を含む詳細は企画提案書等を提出した者に対して電子メールにて通知する。

(3) プレゼンテーションの参加に要する費用は、すべて提案者の負担とする。

(4) 説明時間は、サンプル映像の視聴も併せて20分以内とし、その後10分ヒアリングとする。

(5) 企画提案書に基づき、提案の要点、意図やアピールポイントなどについて説明を行うこと。なお、追加の資料配布は認めない。

(6) 業務責任者となる予定の者は、原則出席すること。

(7) ホワイトボード、スクリーン、プロジェクターは当方で用意するが、パソコンその他必

要な機器等は参加者が用意すること。

- (8) 審査を行う上で疑問点や確認事項が発生した場合は、各々の提案者に確認を行う。
- (9) 審査内容、結果についての異議は認められない。

## 7 審査結果の通知

審査結果については、平成 29 年 5 月 9 日(火)にプレゼンテーション実施者全てに対して電子メールにて通知するものとする。

## 8 欠格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、優先交渉権者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合または該当していることが判明した場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。その場合は、本プロポーザルの評価が次順位の者が優先交渉権者となるものとする。

- (1) 提案者がプロポーザル参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 見積書の金額が、提案上限金額を上回る場合
- (3) 提出期限までに書類が提出されない場合
- (4) 提出書類に不備がある場合(軽微な場合を除く。)
- (5) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (6) 著しく信義に反する行為があった場合
- (7) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (8) 企画提案書の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
- (9) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

## 9 契約の締結

- (1) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的とするものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (2) 業務委託条件・仕様等は、契約段階において当方と優先交渉権者、双方協議の上、若干の修正を行うことがある。
- (3) 優先交渉権者との契約交渉が成立した場合は、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。
- (4) 優先交渉権者との契約が成立しなかった場合は、本プロポーザルの評価が次順位の者が優先交渉権者となり、契約交渉を行い、成立した場合には、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。

## 10 その他

- (1) このプロポーザルへの参加に係る一切の経費は、提案者の負担とする。

- (2) 実施内容については、当方と協議の上、決定するものとする。
- (3) 業務履行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- (4) 本委託業務の全てを再委託することは一切認めない。ただし、必要により一部を再委託する場合は、当方に協議の上、その承認を得るものとする。
- (5) 提出書類は、日本赤十字社情報公開制度に基づき、公開することがある。
- (6) 本募集要領に定めるもののほか、必要事項については当方が定める。